

京都市環境審議会規則

平成21年3月31日
京都市規則第145号

(会長)

第1条 京都市環境審議会（以下「審議会」という。）に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第2条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第3条 審議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 会長が指名する委員
 - (2) 当該特別の事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者
- 3 部会ごとに部会長を置く。
- 4 部会長は、会長が指名する。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、環境政策局において行う。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第1項の規定にかかわらず、最初の審議会は、市長が招集する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成21年4月1日から施行する。